

別表2

## II. 一般分

(4) 放課後児童支援員等の運営及び情報交換等の旨成文化に従事する職員を配置

支援の単位数			
申請施設数	管内の施設数	中立支援の実績	管内の支援実績
(1)	(2)	(3)	(4)
か所	か所	か所	か所
公立公営	0	0	0
公立民営	0	0	0
民立民営	0	0	0
<b>合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付が象となる施設、支援の種類(4月1日時点)を記入すること。

2. ③欄は、1月以降に新規登録された施設を記入すること。

3. ④欄は未承認登録を記入すること。

◎欄は月次登録を切替てること。

開設状況			
事業者の名称(クラブ名)	設置・運営主体	事業実施月数	年間開所日数
(5)	(6)	(7)	(8)
人	平日数	年間休日数	開所時間
			午前開所時間
			午後開所時間
1	~	~	~
2	~	~	~
3	~	~	~
4	~	~	~
5	~	~	~
6	~	~	~
7	~	~	~
8	~	~	~
9	~	~	~
(10) 合計			

1. ⑤欄は、支援の単位ごとに記入することとして、一つのクラブに複数の支所がある場合は○○○クラブ/○○○クラブ等と区分して記入すること。

2. ⑥欄は、1月以降に新規登録を記入すること。

3. ⑦欄は未承認登録を記入すること。

(イ)(ア)の家庭、学校等との連携・協力等の育成支援に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置

開設状況			
申請施設数	管内の施設数	中立支援の実績	管内の支援実績
(1)	(2)	(3)	(4)
か所	か所	か所	か所
公立公営	0	0	0
公立民営	0	0	0
民立民営	0	0	0
<b>合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付が象となる施設、支援の種類(4月1日時点)を記入すること。

2. ③欄は、1月以降に新規登録された施設を記入すること。

3. ④欄は未承認登録を記入すること。

開設状況			
事業者の名称(クラブ名)	設置・運営主体	事業実施月数	年間開所日数
(5)	(6)	(7)	(8)
人	平日数	年間休日数	開所時間
			午前開所時間
			午後開所時間
1	~	~	~
2	~	~	~
3	~	~	~
4	~	~	~
5	~	~	~
6	~	~	~
7	~	~	~
8	~	~	~
9	~	~	~
(10) 合計			

1. ⑤欄は、支援の単位ごとに記入することとして、一つのクラブに複数の支所がある場合は○○○クラブ/○○○クラブ等と区分して記入すること。  
2. ⑥欄は、1月以降に新規登録された施設を記入すること。  
3. ⑦欄は未承認登録を記入すること。  
◎欄は月次登録を切替てすること。  
◎欄は1月未承認登録を記入すること。

別表2  
(5) 障害児受入強化推進事業  
ア 障害を3人以上受け入れる場合

事業所名（クラブ名）		障害児数	配達職員数	事業実施月数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
①	②	③	④	⑤	⑥	
1	人	人	ヶ月	円	円	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計（か所）						

（記入上の注意）

1. ①欄は、支屋の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支屋の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、医療的ケア児を受け入れる場合における障害児数を記入する場合に、より正確な障害児数等を記入する場合は、医療的ケア児以外の障害児数を記入すること。
3. ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを「月」とした値を記入すること。
4. ④欄は、医療的ケア児を受け入れる場合

事業所名（クラブ名）		医療的ケア児数	看護職員等の配置の有無	事業実施月数（看護職員等の配置の有無）	看護職員等による送迎支援の実施の有無	事業実施月数による送迎支援の実施の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	人	人	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	円	円
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計（か所）								

（記入上の注意）

1. ①欄は、支屋の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支屋の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ④欄及び⑤欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを「月」とした値を記入すること。

別表 2

## (6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

市町村名

事業所名（クラブ名）		児童の数	放課後児童支援員等数	事業実施月数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	② 人	③ 人	④	⑤ 万円	⑥ 万円
1						
2						
3						
4						
5						
合計（か所）						

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ③欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。
- ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表2

(7) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業  
市町村名

事業所名（クラブ名）	事業実施月数 ① ヶ月	対象経費の 実支出額 ② 円	国庫補助 基準額 ③ 円
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計（　か所）			

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表2

## (8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

市町村名

事業所名（クラブ名）	事業実施月数 (運営事務等を行う職員の 配置等の月数)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	② ヶ月	③ 円	④ 円
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計（か所）			

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

## (9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名

事業所名（クラブ名）	第三者評価受審日	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④ 円
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計（か所）			

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、第三者評価受審日を記載すること。

別表2

## (10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業

市町村名

事業所数（クラブ数）	事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	② ヶ月	③ 円	④ 円

(記入上の注意)

1. ①欄は、当該事業で対象とした事業所(クラブ)の総数を記入すること。
2. ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表 2

## (11) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業

市町村名

事業所名（クラブ名）	事業実施月数 ①	対象経費の 実支出額 ② ヶ月	国庫補助基準額 ③ 円	④ 円
1				
2				
3				
4				
5				
合計（か所）				

## (記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

## 別表2

III. その他分  
(12) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

市町村名

	施設数		申請の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営		か所 か所	0	か所 か所
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

事業所名(クラブ名) ⑤	設置・ 運営主体 ⑥	事業実施月数 ⑦	賃金改善する従事者数			賃金改善する給与項目			支払額の 実支出し額 ⑧	基準額 ⑨	
			放課後児童支援員		その他 ⑩	基本給 ⑪	手当 ⑫	賞与 ⑬	その他の内容 ⑭		
			経験年数5 年未満 ⑧	経験年数5 年以上 10年未満 ⑨							
1		ヶ月 ⑩	人 ⑪	人 ⑫	人 ⑬	人 ⑭	該当欄に該当する人數を記入すること。 ⑯欄については、内容を具体的に記入すること。				
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
合	計										

(記入上の注意)

- ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区別して記入すること。
- ⑦欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑩欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表2

## Ⅲ. その他分

市町村名

## (13) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

	施設数	申請施設数	管内の施設数	申請支援の単位数	管内の支援の単位数
	合計	か所	か所	か所	か所
公立公園	0	0	0	0	0
公立民営	0	0	0	0	0
民立民営	0	0	0	0	0

## (記入上の注意)

1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

事業所名（クラブ名）	設置・運営主体	賃金改善対象者数		事業実施月数	放課後児童支援員等 処遇改善臨時特例事業 実施の有無	対象経費の 実支出額	基準額
		常勤職員	非常勤職員				
1	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨ (⑦+⑧)	⑩	⑪
2			人	人		ヶ月	円
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計	か所						

## (記入上の注意)

2. 欄には、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇〇クラブ」「〇〇〇クラブ」等と区分して記入すること。

3. ⑧欄には、常勤換算後の非常勤職員の賃金改善対象者数を記入すること。

4. ⑩欄には、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）を実施する実施月数を記入すること。

5. ⑪欄には、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合「〇」を記入すること。

施設種別	施設の数	利用者数(延べ日数)	実収益額の実支払額	国庫補助基準額
(1) 実施施設の名称	(1)	(2)	(3)	(4)
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業	0	0	0	0
2. 従前養護等(トワイライト)事業	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

(登記上の注意) (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業 「(2)夜間養護等(トワイライト)事業」における対応する欄の金額等を記入すること。

(2)夜間養護等(トワイライト)事業

施設種別	施設の数	利用者数(延べ日数)	実収益額の実支払額	国庫補助基準額
(1) 実施施設の名称	(1)	(2)	(3)	(4)
1. 短期 施設	1	2	0	0
2. 従前 養護等	2	0	0	0
合計	3	2	0	0

(登記上の注意) 1. (2)欄は、「母子生活支援施設」「引見保育所」「保育所」「アパートホーム」「その他の施設」を運営すること。

2. (3)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

3. 里親や保育士等、具体的な施設別から施設別に該当する場合は、運営する施設別を記入する。また、施設別を記入する場合は、運営する施設別を記入する。

4. (4)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

5. (5)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

6. (6)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

7. (7)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

8. (8)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

9. (9)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

(登記上の注意) 1. (2)欄は、「母子生活支援施設」「引見保育所」「保育所」「アパートホーム」「その他の施設」を運営すること。  
2. (3)欄は、「母子生活支援施設」に該当する場合は、運営する施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。  
3. 里親や保育士等、具体的な施設別から施設別に該当する場合は、運営する施設別を記入する。また、施設別を記入する場合は、運営する施設別を記入する。  
4. (4)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。  
5. (5)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。  
6. (6)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。  
7. (7)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。  
8. (8)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。  
9. (9)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

(登記上の注意) (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

施設種別	施設の数	利用者数(延べ日数)	実収益額の実支払額	国庫補助基準額
(1) 実施施設の名称	(1)	(2)	(3)	(4)
1. 短期 施設	1	2	0	0
2. 従前 養護等	2	0	0	0
合計	3	2	0	0

(登記上の注意) 1. (2)欄は、「母子生活支援施設」「引見保育所」「保育所」「アパートホーム」「その他の施設」を運営すること。

2. (3)欄は、「母子生活支援施設」に該当する場合は、運営する施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

3. 里親や保育士等、具体的な施設別から施設別に該当する場合は、運営する施設別を記入する。また、施設別を記入する場合は、運営する施設別を記入する。

4. (4)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

5. (5)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

6. (6)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

7. (7)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

8. (8)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

9. (9)欄は、(2)欄で「その他の施設」に該当する場合に、具体的な施設別を記入する。(公が施設、監修施設、医療施設等)。

12. 児童福祉法第2条の18に基づく申請を行う場合は、「児童入所施設指定費等国庫負担金」の支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

別表2

## 7. 乳児家庭全戸訪問事業(こいのちは赤ちゃん事業)

市町村名

取組内容		家庭訪問数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
ケース対応会議	養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問事業	②	③	④ ⑤
①				

(記入上の注意)

1. ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「〇」を記入すること。
2. ②欄は、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問事業を実施している場合に「〇」を記入すること。
3. ③欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間ににおける家庭訪問数を記入すること。

## 8. 養育支援訪問事業

訪問件数		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
専門的相談支援	助産師等による訪問支援	②	③ ④
①			

(記入上の注意)

1. ①②欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
2. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

## 9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化		地域ネットワーク構成員の専門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携	地域住民への周知を図る取組	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修	②	③ ④	⑤ ⑥	⑦ ⑧	⑨
①						

(記入上の注意)

1. ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
2. ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「〇」を記入すること。

別表2  
10. 子育て世帯訪問支援事業

市町村名

	年間利用実世帯数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1 訪問支授費及び事務費・管理費	(1)	(2)	(3)
2 研修費			
合計			

(記入上の注意)

- ①欄は、年間の実世帯数を記入すること。(延べ利用件数ではないことに留意すること)
- ②、③欄は、(1)訪問支授費及び事務費・管理費、(2)研修費における対応する欄の金額を記入すること。

(1) 訪問支授費及び事務費・管理費

事業所名	運営主体	事業実施月数	年間利用数												民間団体への委託実績の実支出額	国庫補助基準額		
			(ア)生活保護世帯			(イ)市町村民税非課税世帯			1世帯あたり利用時間			48時間超で延べ利用時間						
			延べ利用件数	延べ利用時間	延べ利用件数	延べ利用件数	延べ利用時間	延べ利用件数	延べ利用時間	延べ利用件数	延べ利用時間	延べ利用件数	延べ利用時間	延べ利用件数				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
2															⑰	⑱		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
合計																		

(記入上の注意)

- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ③欄は、1月に満たない端数を1月としたときを記入すること。
- ④欄は、利用者の利用時間の合計(年間延べ利用時間)を記入すること。
- ⑤欄は、利用者の利用回数の合計(年間延べ利用件数)を記入すること。
- ⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭欄は、別紙の第12号子育て世帯訪問支援事業、3基準額1.1(1)加算分の区分に応じて年間延べ利用時間を記入すること。
- ⑬、⑭欄は、別紙の第12号子育て世帯訪問支援事業、3基準額1.1(1)加算分の区分に応じて年間延べ利用件数を記入すること。
- ⑮、⑯欄は、別紙の第12号子育て世帯訪問支援事業、3基準額1.1(1)加算分の区分に応じて年間延べ利用件数を記入すること。
- ⑰、⑱欄は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

(2) 研修費

訪問支援員の要件を満たすための研修を8時間以上実施	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
①	②	③

(記入上の注意)

- ①欄は、訪問支援員の要件を満たすための研修を「○」は記入できることに留意すること。
- 上に記入する講座を含まない場合に「○」を記入すること。

1. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

別表2

## 11. 児童育成支援拠点事業

市町村名

事業所名 (名称)	実施場所 (②)	運営主体 (③)	事業実施月数 (④)	週当たりの平均開所日数 (⑤)	年間実利用児童数 (⑥)	年間定員 (⑦)	ソーシャルワーク事務職員の配置 (⑧)	心理療法担当職員の配置 (⑨)	送迎の実施 (⑩)	平日分			長期休暇等分			賃借料 (⑪)	開設経費 準備費 (⑫)	対象経費の 対象支額 (⑬)	国庫補助 基準額 (⑭)
										開所時間 (⑫)	長時間開所時間 算対象時間数 (⑬)	開所時間 (⑭)	長時間開所時間 算対象時間数 (⑮)	開所時間 (⑯)					
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10	合計 （　か所）																		

## (記入上の注意)

- ②欄には、「児童施設」「児童養護施設」「児童家庭支援センター」、「その他( )」から該当するものを選択すること。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ④欄には、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした個を記入すること。
- ⑤欄は、「週3日」、「週4日」、「週3日以上」から該当するものを選択すること。なお、同一施設において、開設日数の実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
- ⑥欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。
- ⑦⑧欄は、運営規程に定めている利用定員を記入すること。
- ⑨欄は、ソーシャルワーク専門職員を配置している場合は「有」を記入すること。
- ⑩⑪欄は、心理療法担当職員を配置している場合は「有」を記入すること。
- ⑫⑬欄は、事業事業所の間、学校から事業所の間等の送迎を実施した場合は「有」を記入すること。(1分未満切り捨て)
- ⑭欄は、原則的に記入する名前は同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。
- ⑮欄は、事業事業所の間、学校から事業所の間等の送迎を実施する場合に「有」と記入すること。
- ⑯欄は、事業事業所の間、学校から事業所の間等の送迎を実施する場合に「有」と記入すること。
- ⑰欄は、「平日」と「平日」と「平日」と「平日」とのよう記載し、小数点第3位を切り捨てるうこと。(例:3時間10分⇒3.16)
- ⑱欄は、事業事業所の間、学校から事業所の間等の送迎を実施する場合に「有」と記入すること。
- ⑲欄は、事業事業所の間、学校から事業所の間等の送迎を実施する場合に「有」と記入すること。
- ⑳欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。
- ㉑欄は、「児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設指置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

## 12. 親子関係形成支援事業

		対象経費の実支出額 ①	国庫補助基準額 ②
1 親子関係形成支援プログラムの実施			
2 親子関係形成支援プログラム資格習得支援			
合計			

(記入上の注意)

1. 「1 親子関係形成支援プログラムの実施」「2 親子関係形成支援プログラム資格習得支援」における対応する欄の金額を記入すること。

## (1) 親子関係形成支援プログラムの実施

事業者名 (名称)	運営主体 ②	1プログラムにおける回数 ③	年間実施プログラム数 ④	参加実人数 ⑤	利用者負担延滞を実施する場合の加算分		対象経費の実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
					(ア)生活保護世帯 非課税世帯	(イ)市町村民税 非課税世帯		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10	合計							

(記入上の注意)

- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- ③欄は、プログラムにおける回数(講座数)を全4回、全5回、全6回、全7回、全8回、全9回、全10回以上から該当するものを選択すること。
- なお、同一運営主体で、種類の違うプログラムを実施する場合は、プログラム毎に行を分けて記入すること。
- ④欄は、年間実施プログラム数(欄に記入したプログラムの年間実施数)を記入すること。
- ⑤欄は、年間の参加実人数を記入すること。
- ⑥、⑦、⑧欄は、別紙の第2欄親子関係形成支援事業、3基準額1のイ加算分の区分に応じて年間延べ利用回数を記入すること。
- なお、延べ利用回数とは、1プログラムで実施する回数を利用者数を乗じた数とする。(例: 全4回のプログラムを(ア)の世帯が5世帯利用した場合の⑥の欄は「20回」)
6. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

## (2) 親子関係形成支援プログラム資格習得支援

プログラム実施のための資格取得等支援の実施 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③

(記入上の注意)

- ①欄は、プログラム実施のための資格等の取得や研修等の受講など、プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行った場合に「○」を記入すること。
- なお、資格取得者等に対して、本事業のプログラムへの積極的な從事を要件とすること。

## 13. 地域子育て支援拠点事業

類型			か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 一般型					
2. 出張ひろば(一般型)					
3. 経過措置・小規模型指定施設(一般型)					
4. 運営型	合計	0	0	0	0

## 記入上の注意)

1. ②欄には、「(1)一般型」「(2)出張ひろば(一般型)」「(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の金額を記入すること。

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員 合計	専任職員の配置 常勤職員 非常勤職員	平均利用 親子組数 (1日当たり)	往來のセン ター型実施の 有無	地域支援 講習会日数 (概ね月2回以 上)加算 ⑪	研修代替職員 配達加算 ⑫	利用者支援事 業の実施 ⑬	特別 支援 対応 ⑭	開設準備経費 支拂 額 ⑮	対象経費 の 実支出額 ⑯	国庫補助 基準額 ⑰
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	

## (記入上の注意)

1. ②欄は、保健所、認定こども園、児童館やセイターハウス、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設をいいます。
- ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいいます。

2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。

3. ④欄は、満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

4. ⑤欄は、開設日によって開設時間における平均時数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人數ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入)

5. ⑦⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開設所時間における親子組数の1日あたりの事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。

6. ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業として実施していた時点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施する場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。

7. ⑪欄は、平成24年度センター型の事業内容で実施する場合「有」、それぞれについて、該当する欄に「有」を記入すること。(⑭利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とみならない。)

8. ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業として実施する場合「有」、それぞれについて、該当する欄に「有」を記入すること。

9. ⑪欄は、利用者支援事業を実施している場合(基本Ⅲ型を除く)は「有」を記入すること。

10. ⑪欄は、利用者支援事業を実施した場合も「1」とカウント

11. ⑪欄は、面倒が必要な子育て家庭等への支援を実施した場合「有」を記入すること。(1人が複数回)。

12. ⑪欄は、代賛職員の実施を記入すること。

13. ⑪欄は、面倒等が共に参加する場合に「有」を記入すること。

14. ⑪欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用すること。

15. 同一施設において、開設日数や専任職員の配置の変更により実施形態が変わった場合も同一の名称を記入すること。

- \*①欄に記入する名称は同一名称にして、名称の後に「(形態変更)」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。

- \*④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

## (2)出張ひろば(一般型)

No.	出張元名称 ①	出張先名称 ②	事業実施 月数 ③	開設日数 (週当たり) ④	開設時間 (1日当たり) ⑤	平均利用 親子組数 (1日当たり) ⑥	開設準備経費 ⑦	対象経費の 実支額 ⑧	国庫補助 基準額 ⑩
1									
2									
3									
4									
計									

## (記入上の注意)

- ①欄は、出張元となる一般的な拠点の名称を記入すること。
- ②欄は、出張元の拠点が複数の場所において週1～2日実施した場合は、代表となる名称を記載しその他の場所については「他〇箇所」と記入すること。
- ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ④欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- ⑤欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)アを利用する親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑥⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)アを利用して記入すること。
- ⑦⑨欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

## (3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施 月数 ④	開設日数 (週当たり) ⑤	開設時間 (1日当たり) ⑥	専任職員の配置 ⑦	平均利用 親子組数 (1日当たり) ⑧	事業内容 ⑨	保健相談(週 3回)実施の有無 ⑩	開設年月日 (H1.3.31以前でなければ は外側外) ⑪	対象経費の 実支額 ⑫	国庫補助 基準額 ⑬
1													
2													
3													
4													
5													
計													

## (記入上の注意)

- ②欄は、保育所認定なども含む児童館(児童センター含む)幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他( )から該当するものを記入すること。
- ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉社協議会、社会福祉法人、社会福祉団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑤⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人數ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入)
- ⑦⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(9)の(1)の(a)を利用する親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。
- ⑧⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(9)の(1)の(d)の(b)の(a)を利用する親子組数を記入すること。
- ⑪⑫欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(9)の(1)の(c)の(b)の(a)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。
- ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(9)の(1)の(c)の(b)の(a)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の対象とはならないので注意すること。
- ①欄は、開設年月日にについて記入すること。なお、平成19年4月1日以後に開設した施設は本項目の対象とはならない。

## (4) 連携型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	開設日数(週当たり)	開設時間(1日当たり)	専任職員の配置(1日当たり)	平均利用親子組数(1日当たり)	地域の子育て力を高める組織の実態	利用者支援事業の実施	特別支援対応	研修代養職員配置加算	育児参加促進講習会回数(月回以上)改修費・備品購入費	開設準備経費	対象経費実支出額	国庫補助基準額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1																
2																
3																
4																
5																
計																

## (4) 記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他の( )から該当するものを記入すること。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉士、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ④欄は、満日ではないときは、これを「月とした値」を記入すること。
- ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時刻数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入。)
- ⑦欄には、開設時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第2位を四捨五入。)
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開設時間における平均職員数を記入すること。(⑩利用者支援事業の実施の1日あたりの平均組数を記入すること。⑩利用者支援事業の実施が「有」の場合には計算の対象とはならない。)
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業の実施している場合は「有」を記入すること。(⑩利用者支援事業を実施している場合(基準型を除く)は「有」を記入すること。)
- ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業の実施している場合は「有」を記入すること。(⑩利用者支援事業を実施した場合に「有」を記入すること。)
- ⑪欄は、利用者が複数回の研修を受ける場合に「有」を記入すること。
- ⑫欄は、研修会を実施した場合に「有」を記入すること。
- ⑬欄は、研修会を実施した際に該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑭欄は、複数行に記入した上で複数行に記入すること。
- ⑮欄には、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑯欄には、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑰欄には、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- 同一施設において、開設日数の変更により実施形態が変わり基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。  
※①欄に記入する名稱は同一名稱とし、名稱の後に「形態変更」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名稱を変更した場合も同一名稱を記入すること。  
※④欄は、複数行に記入した同一名稱の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

《例》 4月～6月(4月実施)→3～4月型、7月～3月(5月実施)→5～7月型

- ①欄に記入する名稱は同一名稱とし、名稱の後に「形態変更」と記入すること。
- ④欄は、複数行に記入した同一名稱の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

別表2

## 14.一時預かり事業

類型	小所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1.一般型(一般分)			
2.一般型(その他分)			
3.幼稚園型Ⅰ			
4.幼稚園型Ⅱ			
5.余裕活用型			
6.居宅訪問型			
7.災害特例型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

(記入上の注意)

1. (2)(3)欄には、「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「(2)幼稚園型Ⅰ」「(3)幼稚園型Ⅱ」「(4)余裕活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

## (1)一般型(一般分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施月数	利用児童数(年間延べ人数)												
						イ 特別利用保育等対象児童			長期間休業日(8時間未満)			長期休業日(8時間以上)			休日			
						平日		長時間	2時間未満		3時間以上	2時間未満		3時間以上	2時間未満		3時間以上	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

No.	利用児童数(年間延べ人数)						担当職員の配置						開設準備経費					
	イ 利用者負担額減			その他の要支援児童等のいる世帯			保育士			家庭的保育者			研修受講者			開所日数		
	生活保護世帯	住民税非課税世帯	年収360万円未満世帯	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公用施設、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。

2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

3. ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届けを行った利用定員を記入すること。

4. ⑤欄は、月途中開始の場合には1月末満の部分については切り替てた値を記入すること。

5. ⑧⑩欄は、4時間又は特別利用保育として提供される時間との合計が8時間の場合、⑪⑬欄は、8時間を超えた場合の年間延べ利用児童数を記入すること。

6. ⑯欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用児童数を記入すること。

7. ⑯～⑯欄は、日当たりの開所時間を記入すること。

8. ⑯～⑯欄は、利用者負担額減対象の年間延べ利用児童数を記入すること。

9. ⑯～⑯欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記入すること。

10. ⑯欄は、1当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にのみ記入すること。

11. ⑯欄は、日当たりの開所時間を記入すること。

12. ⑯欄は、年間の開所日数を記入すること。

13. 基幹型施設の場合には、⑯欄に「○」を記入すること。

14. 地域密着型として実施している場合には、⑯欄に○を記入すること。

15. ⑯欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、「有」を記入すること。

16. 児童福祉法第21条の16に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設措置等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

別表2

## (1)一般型(その他分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施月数	事務経費		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
						事務職員等	賃借料		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
5									
計									

## (記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行つた利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、月途中開始の場合は11月末満の部分について切り捨てた値を記入すること。
5. ⑥⑦欄の該当するものに対象経費の実支出額の内訳額を記入すること。
6. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

## (2) 幼稚園型 I

No.	名称	施設所在地市町村名	施設類型	施設の年間実施日数	幼稚園型 I											対象経費支額	国庫補助基準額												
					年間延べ利用者数【自市町村分】					施設当たり年間延べ利用者数【広域利用含む】																			
					⑧以外の園児			幼稚園在籍園児		幼稚園在籍園児以外			⑥以外の園児		幼稚園在籍園児(平日+長期休業日)		幼稚園在籍園児(休日)												
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	平日 休日 休業日	長期 休業 日	うち長時間 2時間未満 以上	うち長時間 2時間未満 以上	うち長時間 3時間以上	平日+ 長期休業日 休日 休業日(8時間未満) 休業日(3時間以上)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	⑷	⑵	㉖	㉗
1								平日 休業日	休業日	2時間未満 以上	2時間未満 以上	3時間以上	平日+ 長期休業日 休日 休業日(8時間未満) 休業日(3時間以上)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	⑷	㉖	㉗	
2								平日 休業日	休業日	2時間未満 以上	2時間未満 以上	3時間以上	平日+ 長期休業日 休日 休業日(8時間未満) 休業日(3時間以上)																
3								平日 休業日	休業日	2時間未満 以上	2時間未満 以上	3時間以上	平日+ 長期休業日 休日 休業日(8時間未満) 休業日(3時間以上)																
								休日	休日				休日																
計																													

(記入上の注意)

- ③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園(新制度以外)、幼稚園(新制度)、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量認定こども園のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、長期間事業期間の平日に実施する場合はカウントせず、⑥欄に記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
- ⑥欄は、各園で定めている長期休業(夏季・冬季休暇等)中の平日ににおける実施日をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
- ⑦欄は、⑤・⑥欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方方は3・4・5. の考え方と同様である。
- ⑧～⑯欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑯～⑯欄に係る長時間分については4時間(又は教育時間との合計が8時間)を超えた場合、⑯⑰⑲欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用者を記入すること。
- ⑯～⑯欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含み、施設所在市町村に確認の上記入すること。
- (施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の実績等を踏まえに年間延べ利用者数を算出する場合に限り)事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。)
- ⑰欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、⑱欄は、教育・保育従事者の保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者の割合に応じて「すべて」又は「2分の1以上」を記入すること。
- ⑲欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ⑳欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ㉖. ⑳欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ㉗. ⑳欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
11. ㉖欄は、「児童入所施設指置等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。
12. 児童福祉法第21条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設指置等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

## (3)幼稚園型Ⅱ

No.	名称	施設所在地 市町村名	施設主 体名	施設類型	施設の年間実施 日数	幼稚園型Ⅱ											
						年間延べ利用者数 【自市町村分】						施設当たり 年間延べ利用者数 【広域利用含む】					
						2歳児			1歳児			0歳児			平日+ 長期休業日+ 休業日 休日		
						平日+ 長期休業日+ 休業日 休日	うち長時間 2時間 未満	うち長時間 3時間 以上	平日+ 休業日+ 休日	うち長時間 2~3 時間	うち長時間 3時間 以上	平日+ 休業日+ 休日	うち長時間 2時間 未満	うち長時間 2~3 時間	うち長時間 3時間 以上		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑩	⑪	⑫	⑬
2																	
3																	
計																	

(記入上の注意)

- ③欄は、国立、公立、私立のいづれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園(新制度以外)、幼稚園(新制度)のいづれかを記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
- ⑥欄は、各園で定めている長期休業(春季・夏季・冬季休暇等)中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
- ⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方とは3. 4. 5. の考え方と同様である。
- ⑧⑨欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑩⑪欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用者を記入すること。
- ⑫欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

## (4) 余裕活用型

利用児童数(年間延べ人数)										利用者負担額減		対象経費の実支出額		国庫補助基準額	
No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施月数	利用児童数 (年間延べ人数)	特別支援児童対象児童 障害児 多胎児	合計	生活保護世帯 住民税非課税世帯	その他要支援世帯 等のいる世帯	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
1				④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨						
2															
3															
4															
5															
計															

(記入上の注意)

1. ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

3. ④欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。

4. ⑥～⑧欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。

5. ⑨～⑪欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。

6. ⑬欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

7. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

## (5) 居宅訪問型

利用児童数(年間延べ人数)										利用者負担額減		対象経費の実支出額		国庫補助基準額	
No.	派遣元施設名称	設置主体	利用定員	事業実施月数	緊急一時預かり対象児童以外 4時間以上 4時間未満	合計	緊急一時預かり対象児童 4時間以上 4時間未満	合計	特別支援児童 障害児 多胎児	合計	生活保護世帯 生民税非課税世帯	その他要支援世帯 年收380万円未満 等のいる世帯	改修費等	開設準備経費	
1			②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
2															
3															
4															
5															
計															

(記入上の注意)

1. ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

2. ③欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行つた利用定員を記入すること。

3. ④欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。

4. ⑥～⑧欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用児童数を記入すること。

5. ⑨～⑪欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。

6. ⑬～⑮欄は、利用者負担額減対象の年間延べ利用児童数を記入すること。

7. ⑯欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

8. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

## (6) 災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施月数	利用児童数			対象経費の実支出額	国庫補助基準額
				(月単位の延べ人数)				
				在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する対象乳幼児 教育時間の前後又は長期 休業日等に当該幼稚園等 において本事業を利用する 児童	④ 1号認定	⑤ 2号認定	⑥ 3号認定	⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪
1								
2								
3								
4								
5								
計								

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)
- (例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

## 別表2

## 15. 病児保育事業

市町村名

特定分	類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 病児対応型 ①基本分・加算分				
2. 病後児対応型 ①基本分・加算分				
3. 体調不良児対応型				
4. 非施設型(訪問型)				
事業費合計				
1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算				
2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算				
低所得者減免分加算合計				
一般分(改善分)				
1. 病児対応型				
2. 病後児対応型				
3. 体調不良児対応型				
一般分(改善分)合計				

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の金額を記入すること。

(1) 病児対応型

①特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用員	利用定	事業実	利用料金	うち、送迎 対応料用賃 童数 (年間延人 数)	送迎対応	看護師等 雇用上費	送迎経費	送迎対応を行 う職員種別 (職員 種別)	送迎方法	研修参加 職員数	普及定着促進費	改修費等	礼金及 び賃借 料	改善分の有 無
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

当日キャンセル対応加算

No.	ダブルラッピングの防止策	年間キャンセル回数	対象経費 の 実支出額	うち特定分 (基本分・ 加算分)	国庫補助 基準額	うち特定分 (基本分・ 加算分)	うち一般分 (改善分)
	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒
1							
2							
3							
4							
5							
計							

(記入上の注意)

- ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- ⑥欄は、月途中開始の場合には1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑦⑨欄は、送迎対応を行いう場合には「有」を記入すること。
- ⑧⑩欄は、送迎の際に同乗する職員数に必要となる費用について、「看護師等雇用上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑪⑫欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑬⑭欄は、送迎対応を行う保健師、保健師又は助産師の別、及び送迎の際に同乗する人數を記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑮⑯欄は、送迎対応方法として、タクシー、自動車の備上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は「1」とすること。
- ⑰⑱欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること。(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること)。
- ⑲⑳欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑳㉑欄は、当日キャンセルの対応を実施しない場合に「有」を記入すること。
- ㉑㉒欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
- ㉒㉓欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
- ア ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見る化している。
- イ 予約受付システムにより、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
- ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
- エ 病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うこととは想定されない。
- ⑯⑰欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剩が生じた場合に回数を記入すること。
- ⑰⑱欄は、(④)欄の「うち特定分(基本分・加算分)」と同額を記入すること。ただし、その額が(⑩)欄の「対象経費の実支額」を超える場合又は改善分の減算を適用している場合は、(⑦)欄と同額を記入すること。
- ⑰⑱欄は、「有」などならぬ場合に、(⑩)欄の「うち特定分(基本分・加算分)」を除いた額を記入すること。
- ⑲⑳欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
- ㉓㉔欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数		減免分加算適用 (非課税世帯 延べ人數) <small>うち、市町村民税非課税世帯である、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人數</small>	対象経費の 実支出額 <small>④</small>	国庫補助 基準額 <small>⑤</small>	⑥
		①	②				
1							
2							
3							
4							
5							
計							

(2) 病後見対応型

①特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用員	利用定	事業実	利用料金	うち、送迎 対応料(年間延人 数)	送迎対応	看護師等 雇用上費	送迎費	送迎料を支 行する職員 種別(人數)	送迎方法	研修参加 職員数	普及定着促進費	改修費等	礼金及 び賃借 料	改善分の有 無
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

当日キャンセル対応加算

No.	ダブルランチングの防止策	年間キャンセル回数	対象経費 の 実支出額	うち特定分 (基本分・ 加算分)	国庫補助 基準額	うち特定分 (基本分・ 加算分)	うち一般分 (改善分)	うち一般分 (改善分)
	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)
1								
2								
3								
4								
5								
計								

(記入上の注意)

- ②欄は、病院、診療所、保育所、専用施設、その他の( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、月途中開始の場合には切り捨てた値を記入すること。
- ⑥⑨欄は、送迎対応を行ふ場合に「有」を記入すること。
- ⑦⑩欄は、送迎の際に同乗する職員数を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑧⑪欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑨⑫欄は、送迎対応を行う保健師、保健師又は助産師の別、及び送迎の際に同乗する人數を記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑩⑬欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の備上げその他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に複数の研修に参加すること。
- ⑪⑭欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること。(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること)。
- ⑫⑮欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用することに該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑬⑯欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
- ⑭⑰欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
- ⑮⑱欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
- ア ICTの活用等により域内の保育施設の空き状況を見える化している。
- イ 受付システムにより利用者に対して利用の有無を再度確認している。
- ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者の有無を再度確認している。
- エ 病児保育施設が試験内にあり配達員に余剰が生じたため、利用者が複数か所に予約を行うこと。
- ⑯⑲欄は、当日キャンセルにより配達員に回数を記入すること。ただし、その額が⑰欄の「対象経費の実支出額」を超える場合は、⑰欄と同額を記入すること。
- ⑰⑲欄は、⑰欄の「うち特定分(基本分・加算分)」と同額を記入すること。
- ⑱⑲欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、⑰欄の「対象経費の実支出額」から⑰欄の「うち特定分(基本分・加算分)」を除いた額を記入すること。
- ⑲⑳欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
- ⑳㉑欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

		減免分加算適用(生活保護)延べ人数 うち、市町村民税非課税世帯であつて、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数		減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人數 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	⑥
No.	名称 ①	②					
1							
2							
3							
4							
5							
計							

## (3) 休憩不育児対応型

①特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設。ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施月数	利用児童数 (年間延人 数)	送迎対応 対応利用児 童数 (年間延人 数)	うち、送迎 対応利用児 童数 (年間延人 数)	送迎対応 看護師等 雇用費 雇上費	送迎対応 看護師等 雇用費 雇上費	送迎方法	研修参加 職員数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	(記入上の注意)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
1														
2														
3														
4														
5														
計														

1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。

2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

4. ⑦欄は、送迎対応を行なう場合に「有」を記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「有(一般)」と記載すること。

5. ⑧欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇用費」を申請する場合に「有」を記入すること。

6. ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。

7. ⑩欄は、送迎対応を行なう保育士・看護師等(看護師・保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人數を記入すること。

8. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー・自動車の借上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。

9. ⑫欄は、研修参加費用を計上すること(1人で複数の研修に参加する場合は「1」とすること。)。

10. 一般分(改善分)に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用について、②～⑤欄は送迎対応及び研修参加費用に係る鉛のみを記入すること。

②一般分(改善分)(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設。ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施月数	利用児童数 (年間延人 数)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1							
2							
3							
4							
5							
計							

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。

2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

4. 一般分(改善分)に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用については、「①特定分」欄に記入すること。

## (4) 非施設型(訪問型)

No.	名称 ①	設置主体 ②	事業実施 月数 ③	利用料金 (1日当たり) ④	対象経費の 実支出額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。

別表2

## 16. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

市町村名

事業開始年月 ①	基本事業										ひとり親家庭等への利用支援				
	会員数				講習(24h以上)の実施			預かり手増加のための取組加算			提供会員の定着促進加算		合同実施市町村		
	提供会員 ②	依頼会員 ③	両方会員 ④	合計 ⑤	支部数 ⑥	土日実施加算 ⑦	出張登録会等による広報やSNS等の実施 ⑧	前年度提供両方会員数 ⑨	増加人數 ⑩	増加割合 ⑪	ア優先して調整 ⑫	イ早朝、夜間等に対応 ⑬	ウ援助会員への助成 ⑭	工訪問実施 ⑮	
基本事業															
開設準備経費・改修費・備品購入費 ⑯	礼金及び賃借料 ⑰	預かり ㉑	送迎 ㉒	合計 ㉓	事業開始年月 ㉔	利用件数(年間延べ数) ㉕	利用件数(年間延べ数) ㉖	近隣市町村会員の受入 ㉗	初年度体制整備 ㉘	合同実施市町村 ㉙	対象経費の実支出額 ㉚	国庫補助基準額 ㉛	⑯	⑯	

## (記入上の注意)

- ①欄は、基本事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
- ②～⑤欄は、1年ごとに更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数が逆になつていなか確認すること。
- ⑥～⑨欄は、実施要綱に基づく部数を記入すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
- ⑩～⑫欄は、提供会員を対象とした場合に「〇」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であつても、安全・事故に関する講座を含まない場合には「〇」は記入できないことに留意すること。
- ⑬～⑯欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業説明会と事前顔合わせを合わせて年間30回以上実施した場合に「〇」を記入すること。なお、事前顔合わせには、アドバイザー等が立ち会わなければならぬことに留意すること。
- ⑰～⑲欄は、出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
- ⑳～㉑欄は、提供会員・両方会員(依頼会員は対象外)を主記のとおり増やした場合に、「有」と記入すること。(前年度の会員数19人以下→2人以上増、20～99人→1割以上増、100人～199人→1割以上増、200人以上→20人以上増)
- ㉒～㉔欄は、基本事業を合同で実施した場合、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、ひとり親家庭、ダブルケア負担及び配慮が必要な子育て家庭等の世帯の全てに対し、いすれかの支援を行うこと。
- ㉕～㉗欄は、実施要綱3.(3)②のア～エのうち実施している支援について「〇」を記入すること。
- ㉘～㉚欄は、提供会員の定着促進の取組における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
- ㉛～㉝欄は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ㉞～㉟欄は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。なお、送迎については、1人の提供会員が1回の援助で送りと迎えの両方を行った場合でも、送迎1件と計上。
- ㉟～㉟欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
- ㉟～㉟欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「〇」を記入すること。
- ㉟～㉟欄は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
- ㉟～㉟欄は、当てはまる場合に「〇」を記入すること。
- ㉟～㉟欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する市町村をいう。また、当該措置は⑯の複数市町村での合同実施と別の制度であることに留意すること。
- ㉟～㉟欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施した場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和5年度補正予算分)

類型	対象経費の実支出額 か所数 ①	国庫補助基準額 ②	③
(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入 研修のオンライン化			
(2) 選訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. 「(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化」「(3)通訳や翻訳のための機器の導入」における対応する欄の金額を記入すること。
2. (3)欄は、「(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化」「(3)通訳や翻訳のための機器の導入」における対応すること。

実施内容の報告

事業名 ①	事業所名 ②	導入した機能等 ③	導入機器の名称及び事業内容 ④	システム事業者等の名称 ⑤	業務効率化 ⑥	業務時間縮減 ⑦	業務負担軽減 ⑧	利便性向上 ⑨	対応時間増加 ⑩	話し合い増加 ⑪	研修機会増加 ⑫	その他 ⑬

(記入上の注意)

1. 導入した機能等ごとに記載すること。
2. 子育て支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)から、該当するものを選択すること。
3. ③欄は、利用者の入退所の管理に関する機能、保護者との連絡や翻訳のための機器等の導入から、該当するものを選択すること。
4. ④欄は、導入した機器等の具体的な名称及び、事業内容を記載すること。
5. ⑥～⑪欄は、当てはまるものすべてに○を記入し、⑬欄は、具体的な内容を記載すること。
6. 業務が効率的に行えるようになった
7. 業務時間が縮減された
8. 業務負担が軽減した
9. 利用者の利便性が向上した
10. 利用者に直接対応する時間が増えた
11. 職員同士の話し合いの時間が増えた
12. 研修機会が増えた

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化

## 市町村名

事業名	事業所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
利用者支援事業	か所	円	円
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

(記入上の注意)

1. ②欄は、(1) 業務のICT化を行ったためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に係る経費を記入すること。
2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

(記入上の注意)

1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。